

令和元年12月
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課

平成30年度消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価について

沖縄総合事務局では、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）第7の3（参考資料1）の規定に基づき、沖縄県から提出のあった平成30年度事業に係る成果報告書に基づいて事後評価を実施しました。

事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事業の第三者評価会（別紙1）を開催し、第三者評価会委員（別紙2）から意見等（別紙4）をいただきました。

なお、事後評価の結果は（別紙3）のとおりです。

担当者及び連絡先
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 大嶺、喜納 電 話：098-866-1672 FAX：098-860-1195

沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事業の第三者評価会の概要

- 1 日 時 令和元年 11 月 14 日 (木) 9 : 15 ~ 11 : 40
- 2 場 所 沖縄総合事務局 2 階共用会議室 C (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)
- 3 委 員 別紙 2 のとおり
- 4 概 要
 - (1) 内 容
 - ① 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長あいさつ
 - ② 座長選出
委員の互選により内藤委員を選出
 - ③ 個別事業の評価 別紙 3 のとおり
平成 30 年度消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価結果(ソフト事業)
 - I. 農畜水産物の安全性の向上【一般交付型】
 - ・農薬の適正使用等の総合的な推進
 - II. 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止【一般交付型】
 - ・家畜衛生の推進
 - ・養殖衛生管理体制の整備
 - ・病虫害の防除の推進
 - ・重要病虫害の特別防除等
 - III. 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止【特別交付型】
 - ・家畜衛生の推進
 - ・重要病虫害の特別防除等

※ 特別交付型とは、家畜等の疾病のまん延や重要病虫害の発生等の緊急事態に対応するもの。
 - ④ 総合評価 別紙 3 のとおり
 - (2) 評価のポイント
 - ① 県が目標ごとに設定する目標値に対する達成度
 - ② 目標全体の評価の妥当性
 - (3) 評価の概要
事業計画に対する実績及び事業成果から、事業が概ね計画に即して実施されている。

<参考>

第三者評価会については、沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る第三者評価会開催要領(参考資料 2)に基づき開催。

(別紙 2)

沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事業の第三者評価会
委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
○委員	内 藤 重 之	国立大学法人琉球大学 農学部 教授	農業経済学
委員	立 田 晴 記	国立大学法人琉球大学 農学部 教授	植物栄養学・土壌 学（昆虫）
委員	伊 村 嘉 美	国立大学法人琉球大学 農学部 准教授	畜産学・草地学

○印は座長

平成 30 年度消費・安全対策交付金事後評価結果

〇ソフト事業

【一般交付型】

沖縄総合事務局

目 的	目 標	目標値設定の考え方	評価結果
農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	A
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度	A
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合	A
	病害虫の防除の推進	IPM実践指標値の現状値からの向上率 農薬環境リスク低減値の現状値からの向上率	A
	重要病害虫の特別防除等	対象病害虫の調査の総回数	A
総 合 評 価			A

【特別交付型】

目 的	目 標	目標値設定の考え方	評価結果
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	ピロプラズマ病及びアナプラズマ病の発生抑制	A
	重要病害虫の特別防除等	カンキツグリーニング病のまん延防止	A
総 合 評 価			A

【評価の基準】

- A・・・達成度 80%以上
- B・・・達成度 50%以上 80%未満
- C・・・達成度 50%未満

【総括】

総合評価については、目標ごとの達成度を、各目標ごとの交付金の執行額で加重平均し、総合的な達成度を算出する。

一般交付型及び特別交付型の総合評価は「A」となっている。事業計画に対する実績及び事業成果から、事業が概ね計画に即して実施されている。

第 三 者 評 価 会 委 員 の 意 見 等

【事業全体評価（総括）】

個々の事業の達成度及び総合的な達成度は全て 100%以上で A 評価であることから、当初の目標が十分に達成されていると評価する。

いずれの事業も検査、調査等に非常に労力を要するが、非常に重要な事業であることから、今後も継続して事業に取り組むとともに的確な実施に努められたい。

消費・安全対策交付金実施要綱(抜粋)

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 16 消安第 10270 号

第1 趣旨

わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金(以下「本交付金」という。)は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

第7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度(別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。)の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第2号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は(1)において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1の(2)により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び(1)の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第3号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3) (1)及び(2)による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2の(2)により提出された都道府県等の成果報告書に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長等は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) (3)の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

最終改定 平成30年 8 月22日

沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事業の第三者評価会開催要領

内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課

第1 開催

沖縄総合事務局所管の沖縄県で実施された消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価の適切な実施を図るため、「沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事業の第三者評価会」（以下「第三者評価会」という。）を開催する。

第2 構成員

- 1 第三者評価会は、委員3名をもって構成する。
- 2 委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者を沖縄総合事務局長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 専門的見地等の意見を求める必要があるときは、参考人を出席させることができる。

第3 座長

- 1 第三者評価会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、本会を総理し、代表する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。

第4 第三者評価会の開催及び公開

- 1 沖縄総合事務局長は、沖縄総合事務局が行う「消費・安全対策交付金に係る事業」について、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）第7の3の（1）に基づき、第三者評価会に諮り、意見を聴くものとする。
- 2 1の第三者評価会の意見については、同実施要綱第7の3の（5）に基づく評価結果の公表と併せて沖縄総合事務局ホームページ等で公表する。

第5 第三者評価会に諮るべき事項

- 1 消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価に関する事項
- 2 その他同交付金の事後評価に関し必要な事項

第6 その他

第三者評価会の事務局は、消費・安全課において行う。

第7 雑則

この要領に定めるほか、第三者評価会の運営に必要な事項は、座長が第三者評価会に諮って定めるものとする。